

被害児の感情確認と加害児の意図性が保育学生の
介入行動についての認識に与える影響
— 感情表出に問題のある幼児への対応 —

芝 崎 美 和¹

Effect of Ascertainment of Victim's Affection and Intentionality on
Interventions by Students in Early Childhood Education Course.
— The Case of Children with Difficulties of Facial Expression —

Miwa SHIBASAKI¹

Abstract: This study examined the effects of ascertainment of negative feelings of victims with positive facial expressions and intentionality on interventions. Participants were 50 undergraduate students. Almost of them had selected occupations as child-care worker after graduation. The experimental design was intentionality (2: intentional, accidental) × ascertaining victim's affection (2: ascertaining, not ascertaining). Results showed that subjects encouraged perpetrators to apologize to victims when subjects ascertained victim's negative feelings, or when perpetrators had hurt victims intentionally. Additionally, Subjects considered perpetrators feeling guilty higher in situations that they had hurt victims accidentally. It was also indicated that subjects encouraged perpetrators to apologize sincerely than instrumentally when perpetrators had hurt victims intentionally and victims' negative feeling were ascertained.

Key Words: apology, facial expression, intentionality, ascertaining feelings, intervention

目 的

謝罪は対人葛藤を円滑に終結する葛藤解決方略の1つであり、そのタイプには2つのものがある。1つ目は道具的謝罪であり、何らかの目的を達成するために行われる罪悪感を伴わない謝罪を指す。2つ目は誠実な謝罪であり、罪悪感を伴うという点において道具的謝罪と大きく異なる。これら2つの謝罪のうち、葛藤解決に有効であるのは誠実な謝罪であり、その理由は誠実な謝罪に含まれる罪悪感の機能にある。

罪悪感とは苦痛を伴う共感的反応であり(Hoffman, 1998; Lewis, 1971)、違反後の謝罪を動機づける感情であるだけでなく(Lewis, 1971; Lindsay-Hartz, 1984; Tangney, 1993)、特定の重要な他者との愛着を維持し、その絆を回復させ

る働きがある(Malatesta & Wilson, 1988; Zahn-Waxler & Robinson, 1995)。罪悪感から誠実な謝罪をする加害者は、罰を回避したり許容を得やすく(Bennett & Dewberry, 1994)、良好な関係や社会的アイデンティティを回復しやすい。罪悪感違反の繰り返し抑制に貢献することから(中川・山崎, 2005)、対人葛藤の本質的な解決には道具的謝罪ではなく誠実な謝罪が必要であると考えられている。

道具的謝罪は3歳頃(松永, 1993)、誠実な謝罪は6歳頃に概ね見られるようになり(中川・山崎, 2005)、6歳頃には親密性などの状況情報を手がかりに2つの謝罪を使い分けるようになる(中川・山崎, 2004)。近年の研究では、自己に明らかな非が認められる場合、5歳児であっても被害児の感情を推測するよう求めることで罪悪感の認識が高まり、誠実な謝罪が示されることが明らかにされている(中川・山崎,

1 新見公立短期大学

2005)。一方で、これらの見解は、明らかに自己に非がある場合を除けば、他者からの介入を無くして自発的に罪悪感を喚起し、誠実な謝罪を行うことが5歳児には困難であることを示すものであると換言できる。このことから、とりわけ幼児期においては、罪悪感を喚起し誠実な謝罪を行うか否かは保育者の介入の在り方に依存する可能性が高いといえる。

Hoffman (2000) によると、違反場面において子どもの他者感情理解や共感性を高めるには、他者の視点からそのネガティブな感情を推測するよう求めたり、行為の善悪の理由を説明するなど、理由説明を用いた誘導的働きかけを行う必要がある。つまり、子どもの罪悪感を喚起させるには、誘導的働きかけによって他者感情理解や共感性を高めることが有効である (Thompson & Hoffman, 1980)。

しかし、他者感情理解の意味や重要性についての保育者の理解は十分であるとは言えず、実際に保育現場で観察を行うと、被害児の感情理解を重要視した共感性や罪悪感を高める介入行動よりもむしろ、一方的に行動を抑制、禁止する言葉かけが多くみられる。その一因は、誘導的働きかけには時間的、物理的負担を伴うことが挙げられる。日々頻発する対人葛藤の度に理由説明を用いた介入を行うことは大きな労力を伴うであろう。おそらく、彼らの多くは他者感情理解や共感性が重要だという知識はあるものの、保育経験を重ねる中で、誘導的働きかけによる負担を軽減するために、意識的あるいは無意識的に、より小さな労力で子どもの行動を統制できる「抑制・禁止」を選択するようになったものと推察される。

保育歴の浅い保育学生においては、対人葛藤場面で他者感情理解や共感性を重視した上で誘導的働きかけを行う以前に、介入すべき状況であるかを適切に判断できるか否かが問題となる。このような問題が生じる理由として以下の2つが挙げられる。

第1に、対人葛藤を構成する状況情報の複雑性である。幼児が直面する対人葛藤は、従来の謝罪研究で扱われてきたような「自己に一方的な非が認められる」ものばかりではなく、また、違反が意図的あるいは偶発的かによって対人葛藤や謝罪の捉え方も大きく異なる。例えば、Darby & Schlenker (1989) は、6歳頃になると謝罪効果に対する意図／偶発性の効果を認識し、偶発的な状況で謝罪効果をより高く認識す

るようになることを示している。つまり、6歳頃には意図／偶発性など違反特性についての情報を処理することが可能であるが、保育経験の乏しい保育学生の場合、このような発達の見解に基づき、複雑な状況情報を処理した上で介入を行うことが難しい状況にあると推察される。

2つ目は被害児の表情である。表情には感情情報を伝達する役割がある (Mehrabian, 1986)。被害児の表情がネガティブな場合、保育学生であっても表情から感情を読み取り、加害児に対して他者感情理解や罪悪感認識を高める介入を行うことができる。しかし、近年、感情表出に困難を持つ子どもについての報告がなされ (岩宮, 2007)、感情表出にまつわる問題を抱えた子どもへの介入の在り方が問われるようになってきた。このような子どもの場合、ネガティブな感情を表情に示さないことから、表情から感情を読み取ることは困難であり、とりわけ保育経験の少ない保育学生においては、介入を行わないなど適切な介入を選択しない危険性が高い。

このような見解を踏まえ、芝崎 (2011) は、保育学生を対象に、違反特性と被害児の表情が介入行動と関連するかについて検討した。その結果、保育学生は、被害児の表情がポジティブな場合よりもネガティブな場合に謝罪を促すこと、加害行為が意図的なときよりも偶発的なときに加害児の罪悪感をより高く判断することが明らかにされた。また、保育学生は、加害行為が意図的であり被害児の表情がポジティブなときは道具的謝罪を、加害行為が偶発的で被害児の表情がネガティブなときは誠実な謝罪を促すことが示された。このことから、感情に反した被害児のポジティブな表情は、保育学生が罪悪感に基づく誠実な謝罪を介入行動として選択する上で大きな妨げとなっている可能性が考えられた。さらに、保育学生は、被害児の表情がネガティブである場合、すなわち表情から感情を読み取ることができるときは介入行動として謝罪を選択し、加えて加害行為が偶発的なときは誠実な謝罪を選択するという結果から、被害児の表情がポジティブなものであったとしても感情確認作業によって被害児のネガティブな感情を把握することができれば、加害児に対して他者感情理解や罪悪感の認識を高める介入を行うことができるのではないかとの可能性が示された。

そこで本研究では、保育学生を対象として、被害児が感情に反しポジティブな表情を示す状況で、被害児の感情確認と違反特性が介入行動

に与える影響について検討する。本研究の仮説は以下の3点である。第1に、被害児の表情から感情を読み取ることができない場合、ネガティブな感情を確認することによって、保育学生は加害児に他者感情理解や罪悪感を高め、謝罪を促す介入を行う可能性が高い。したがって、被害児の感情を確認する状況において、保育学生は介介入行動として謝罪をより選択するであろう(仮説1)。第2に、加害行為が意図的な場面よりも偶発的な場面において、保育学生は加害児が罪悪感をより高く認識していると捉えており(芝崎, 2011), 罪悪感は謝罪を動機づけることから(Lewis, 1971; Lindsay-Hartz, 1984; Tangney, 1993), 意図的な場面に比べ偶発的な場面では、罪悪感認識が謝罪動機を高めるという期待から、介入行動として謝罪を多く選択する傾向にあると予測される(仮説2)。第3に、偶発的な場面でも被害児の感情を確認する場合、より正確な感情把握に基づき、加害児の罪悪感をより高く認めると推察される。そのため、介入行動として罪悪感に基づく誠実な謝罪を選択する割合が高くなると予測される(仮説3)。

保育学生の多くは役割取得に基づく他者感情理解の重要性を知識として備えているが、様々な要因が複雑に絡み合う対人葛藤場面で、その知識を介入内容に反映しているかは定かではない。近年、感情表出に困難をもつ子どもについて報告がなされるようになり(岩宮, 2007), 保育者には被害児の表情や意図/偶発性など様々な情報を考慮した介入が求められるようになってきた。特に、本研究で扱うようなネガティブな感情をうまく表出できない子どもが被害児となり、葛藤による心的影響に対する配慮や葛藤への介入の必要性が見逃され、役割取得に基づく介入を得られない場合、加害児においては罪悪感を喚起し誠実な謝罪をする機会が失われるという意味で、被害児においては葛藤が解決されず心理的負担を抱え続けるという意味で大きな不利益が生じるであろう。つまり、保育に携わる者が、役割取得に基づく介入の重要性を認識していることが何よりも重要である。嫌だという気持ちをうまく表出できない子どものいる場面で、被害児の感情を確認するという作業が、加害児や被害児についての保育学生の認識およびその後の介入行動にどの程度影響するかを明らかにすることは、役割取得についての保育学生の認識の実態を明らかにするものとし、保育士養成校でのさらなる指導へ繋がるものとなる

であろう。

方法

調査時期 2010年12月であった。

調査対象者 保育者養成校2年生50名(男性3名, 女性47名)であった。調査対象者は保育実習および教育実習を完了しており, 9割以上が保育専門職への就職を予定していた。

要因計画 違反特性(2:偶発的, 意図的)×感情確認の有無(2:あり, なし)の2要因計画であり, 違反特性と感情確認の有無はともに被験者間要因であった。

手続き 質問紙による一斉調査を行った。調査対象者を予め4つの群(偶発的一感情確認あり群, 偶発的一感情確認なし群, 意図的一感情確認あり群, 意図的一感情確認なし群)にランダムに振り分けた。以下の教示文を提示した後, 各群の調査対象者に各課題文を提示した。

教示文 調査対象者に対し, 課題文を提示する前に「A先生は, 「保育園の年長クラス」を担当しています。あなたは, A先生の気持ちになって質問に答えて下さい。」と教示した。

課題文 各群に対して提示した課題文は以下の通りであった。

今日は園庭で砂遊びをしています。まあちゃんは大きな砂のお城を作っています。もうすぐ完成しそうです。そこへあっちゃんがやってきました。

〈偶発的一感情確認あり群〉まあちゃんの近くまで来たとき, あっちゃんはつまずいて転んでしまい, まあちゃんの砂の城にぶつかったため, 砂の城は壊れてしまいました。A先生がまあちゃんを見ると, まあちゃんは笑顔であっちゃんを見ていました。A先生がまあちゃんにどんな気持ちかを尋ねたところ, まあちゃんは嫌な気持ちだと答えました。

〈偶発的一感情確認なし群〉まあちゃんの近くまで来たとき, あっちゃんはつまずいて転んでしまい, まあちゃんの砂の城にぶつかったため, 砂の城は壊れてしまいました。A先生がまあちゃんを見ると, まあちゃんは笑顔であっちゃんを見ていました。

〈意図的一感情確認あり群〉あっちゃんはまあちゃんが作っている城をしばらく眺めた後, 近くにあった石を拾って, 砂の城にぶつけました。砂の城は壊れてしまいました。A先生がまあちゃんを見ると, まあちゃんは笑

顔であっちゃんを見ていました。A先生がまあちゃんにどんな気持ちかを尋ねたところ、まあちゃんは嫌な気持ちだと答えました。
 〈意図的-感情確認なし群〉 あっちゃんはまあちゃんが作っている城ををしばらく眺めた後、近くにあった石を拾って、砂の城にぶつけました。砂の城は壊れてしまいました。A先生がまあちゃんを見ると、まあちゃんは笑顔であっちゃんを見ていました。

質問文 課題文を提示した後、以下の質問を行った。

質問1：1)「A先生はこの後、あっちゃんに対し、まあちゃんに謝るように言うと思いますか。」

2)「なぜそう思いますか。」

質問2：1)「A先生は、『あっちゃんがまあちゃんに対して罪悪感をもっている』と思っていますか。」

2)「なぜそう思いますか。」

質問3：「A先生があっちゃんに対して示す行動として、「謝罪を促す」以外にどのようなものがありますか。」

なお、質問1の1)および質問2の1)については、「まったく思わない」「あまり思わない」「やや思う」「とても思う」までの4件法で、それ以外については自由回答で回答を求めた。

結果

1. 謝罪を促す程度における群による違い

加害児に謝罪を促すかについての回答を「まったく思わない」(1点)から「とても思う」(4点)までの4件法で求め、謝罪介入得点を算出した。加害児に謝罪を促す程度に、違反特性と感情確認の有無による違いが見られるか否かについて違反特性(2:偶発的,意図的)×感情確認の有無(2:あり,なし)の2要因分散分析を行った。結果をFigure 1に示す。分析

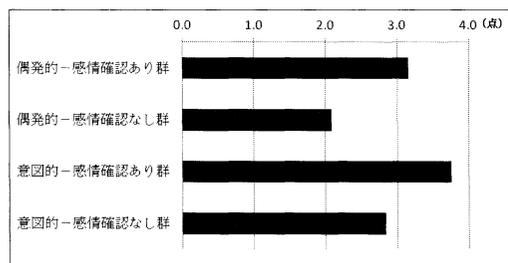


Figure 1 保育学生の謝罪介入程度に意図性と被害児の感情確認の有無が与える影響

の結果、違反特性の主効果 ($F(1, 46) = 12.79, p < .01$) と感情確認の有無の主効果が有意であり ($F(1, 46) = 27.78, p < .01$)、偶発的状況よりも意図的状況で、また、感情確認なし条件よりもあり条件で得点が有意に高かった。このことから、介入者は、被害児の表情がポジティブなときは、被害者のネガティブな感情を確認できた場合あるいは加害児が故意に被害児を傷つけた場合に、加害児に謝罪を促すことが明らかになった。

2. 謝罪を促す理由

加害者に謝罪を促す理由を明らかにするために、謝罪を促すと回答した者のみの回答理由を抽出し、①違反事実(例:わざと石をぶつけて壊しているから)、②被害者の感情・状況(例:まあちゃんが笑顔であってもいやな気持ちと答えたから、まあちゃんが頑張って作ったお城だから)の2カテゴリーに分類した。各カテゴリーにおける回答割合が群によって異なるかを検討するために χ^2 検定したところ、群による回答の偏りが有意であり、偶発的-感情確認なし群では①違反事実の残差がプラスに有意であり、②被害者の感情・状況の残差がマイナスに有意であった。

3. 加害者における罪悪感の有無についての判断

加害児が罪悪感を認識しているかについての回答を「まったく思わない」(1点)から「とても思う」(4点)までの4件法で求め、罪悪感得点を算出した。加害児の罪悪感についての保育学生の認識の程度に違反特性と感情確認の有無による違いが見られるか否かについて、違反特性(2:偶発的,意図的)×感情確認の有無(2:あり,なし)の2要因分散分析を行った。結果をFigure 2に示す。分析の結果、違反特性の主効果が有意であり ($F(1, 46) = 12.17, p < .01$)、意図的状況よりも偶発的状況における罪悪感得点が有意に高かった。このこ

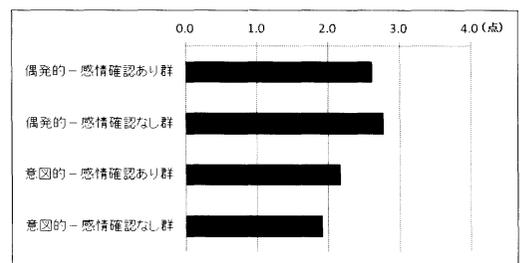


Figure 2 加害児の罪悪感についての保育学生の判断に意図性と被害児の感情認識の有無が与える影響

Table 1 保育学生が加害児の罪悪感の程度を判断する理由

	表情/表情・状況	感情/感情・状況	状況
偶発的-感情確認あり群	3(23)	3(23)	7(54)
偶発的-感情確認なし群	4(31)	0(0)	9(69)
意図的-感情確認あり群	4(33)	1(8)	7(58)
意図的-感情確認なし群	8(67)	0(0)	4(33)

() 内は%

とから、保育学生が加害児における罪悪感をより高く認めるのは、加害児が被害児を意図的に傷つけたときよりも偶発的に傷つけたときであることが明らかになった。

4. 罪悪感認識の判断理由

加害児の罪悪感認識の有無を判断した理由を、①表情/表情・状況型(被害児の表情のみ、もしくは被害児の表情と違反状況の両方を手がかりとする)、②感情/感情・状況型:(被害児の感情のみ、もしくは被害児の感情と違反状況の両方を手がかりとする)、③状況型(違反状況のみを手がかりとする)の3カテゴリーに分類した。Table 1に、各カテゴリーにおける回答の割合を示す。各カテゴリーにおける回答の割合に群による偏りが見られるかについて χ^2 検定した結果、回答の偏りに有意傾向が見られ($\chi^2(6) = 10.85, .05 < p < .10$)、残差分析を行ったところ、偶発的-感情確認あり群では②感情/感情・状況型の残差がプラスに有意であった。また、意図的-感情確認なし群では①表情/表情・状況型の残差がプラスに有意であり、③状況型の残差がマイナスに少ない傾向にあった。このことから、被害児の表情がポジティブなとき、加害行為が偶発的かつ被害児のネガティブな感情が確認された場合は被害児の感情を、加害行為が意図的かつ被害児のネガティブな感情が確認されない場合は被害児の表情を手が

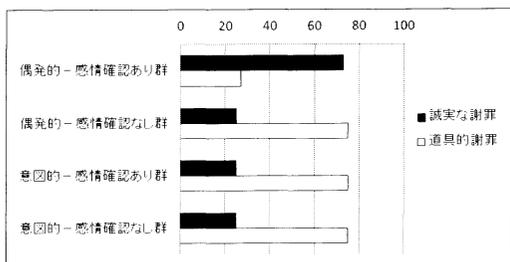


Figure 3 保育学生が介入行動として選択する謝罪の種類に意図性と被害児の感情確認の有無が与える影響

かりとして、保育学生は加害児の罪悪感の有無を判断することが示された。

5. 誠実な謝罪と道具的謝罪

保育学生の示す謝罪の促しが誠実な謝罪あるいは道具的謝罪のいずれのものを明らかにするために、質問2で加害者における罪悪感を認めかつ質問1で謝罪を促すと回答した者が促す謝罪を誠実な謝罪、加害者における罪悪感を認めないが謝罪を促すと回答した者が促す謝罪を道具的謝罪とし、違反特性と感情確認の有無によって謝罪の種類に違いが見られるかについて χ^2 検定を行った。結果をFigure 3に示す。分析の結果、人数の偏りに有意傾向が見られ($\chi^2(3) = 7.16, .05 < p < .01$)、残差分析を行ったところ、偶発的-感情確認あり群では誠実な謝罪の残差がプラスに有意であり、道具的謝罪の残差がマイナスに有意であった。したがって、保育学生が介入時に選択する謝罪の種類には、違反特性と被害者の感情についての情報が影響し、加害行為が偶発的かつ被害児のネガティブな感情が確認された場面では道具的謝罪よりも誠実な謝罪が多く選択されることが明らかとなった。

6. 謝罪以外の行動予測

謝罪以外の主人公の行動予測についての回答を、①被害者/加害者の状況確認(例:ケガをしていないか確認する)、②理由確認(例:なぜ石をぶつけたのか理由を聞く)、③代弁・視点取得(例:「あっちゃんが同じことをされたらどう思う?」と尋ね、まあちゃんの気持ちを理解するように促す)、④注意(例:石を投げるのは危ないということを伝える)、⑤提案(例:一緒に遊びたかったのなら、一緒に遊ぼうって言うんだよ、と言う)、⑥見守り(例:見守る)、⑦受容(「わざとしたわけではないもんね」とあっちゃんの気持ちを受容する)の7つに分けた。各カテゴリーにおける人数の偏りについてフィッシャーの正確確率検定を行った。各カテゴリーにおける割合をTable 2に示す。分析の結果、有意な回答の偏りが見られた($\chi^2(18) = 41.68, p < .001$)。残差分析したところ、偶発的-感情確認あり群では、③代弁・視点取得の残差がプラスに、②理由確認の残差がマイナスに有意であった。偶発的-感情確認なし群については、①状況確認の残差がプラスに有意であり、②理由確認の残差がマイナスに有意であった。意図的-感情確認あり群では、②理由確認の残差がプラスに、①状況確認の残差

Table 2 謝罪以外に保育学生が示す介入手動に意図性と被害児の感情確認の有無が与える影響

	①状況確認	②理由確認	③代弁、 視点取得	④注意	⑤提案	⑥見守り	⑦受容
偶発的-感情確認あり群	2(15)	1(8)	4(31)	2(15)	1(8)	1(8)	2(15)
偶発的-感情確認なし群	8(62)	0(0)	1(8)	0(0)	0(0)	2(15)	2(15)
意図的-感情確認あり群	0(0)	8(67)	0(0)	2(17)	1(8)	0(0)	1(8)
意図的-感情確認なし群	0(0)	6(50)	2(17)	0(0)	1(8)	2(17)	1(8)

()内は%

がマイナスに有意であった。さらに、意図的-感情確認なし群においては、①状況確認の残差がマイナスに有意であり、②理由確認の残差にプラスの有意傾向が見られた。このことから、保育学生は、被害者の表情がポジティブな場合、加害行為が意図的なときは被害者の感情を確認するか否かによらず行為の理由を尋ねる介入を行うこと、加害行為が偶発的なときは被害者の感情を確認するか否かによって介入が異なり、感情を確認しなかった場合はケガの有無を確認するといった状況把握に努めるに留まるのに対し、感情を確認した場合は被害児のネガティブな感情を加害者が理解出来るような介入を行うことが明らかになった。

考 察

本研究の目的は、被害児がポジティブな表情を示す場面で保育学生の示す介入が、違反特性と被害児の感情確認の有無によって異なるかを検討することであった。分析の結果、保育学生が加害児に謝罪を促すのは、被害児のネガティブな感情が確認できた場合あるいは加害児が故意に被害児を傷つけた場合であること、加害児の行為が偶発的にかつ被害児の感情を確認した場面では加害児に道具的謝罪ではなく誠実な謝罪を促すことが明らかになった。したがって、保育学生が介入手動として謝罪を示すのは、被害児の感情を確認した場合あるいは加害行為が偶発的な場合であるという仮説1・2に関しては仮説1のみ支持された。また、保育学生が加害児に誠実な謝罪を促すのは、偶発的場面の中でも特に被害児のネガティブな感情を確認した場合であるという仮説3は支持された。

本研究では、保育学生が介入手動として謝罪を選択する条件として以下の2つが示された。1つ目は、表情に反し、被害児がネガティブな感情を認識していることが確認された場合である。このような結果が得られた理由として他者感情理解による罪悪感の高まりが挙げられる。

本研究の課題文では、被害児はポジティブな表情を示しているため、表情から感情を読み取ることはできない。他者感情推測は罪悪感の認識を高めることから (Thompson & Hoffman, 1980; 中川・山崎, 2005), 保育学生は加害児の前で被害児の感情を確認することで、加害児の罪悪感が喚起されることを期待し謝罪を促したと推察される。

2つ目は、加害児が意図して被害児を傷つけた場合である。幼児期は道徳性の基礎が形成される時期である。2・3歳頃には罪悪感や良心など、道徳性の芽生えが見られ (Eisenberg & Fabes, 1998), 親や保育者からの働きかけによって規則やルールを身につけていく (Piaget, 1930)。4・5歳を過ぎると、他律から自律への移行の兆しが見られ始め、自分の欲求を自分自身で制御し、内在化された道徳規準に基づいて行動を律することが徐々に可能になっていく。しかし、本研究で介入対象として設定した6歳児では、欲求を自律的に制御する能力は未熟であり、自己の欲求とルールが拮抗した場合、欲求を優先することが多い。保育学生はこのような発達段階を踏まえ、行為の善悪を教えることを目的として加害児に謝罪を促した可能性がある。このような「悪いことをしたら謝らないといけない」という謝罪スクリプト (Darby & Schlenker, 1989) を教えることは、幼児の道徳性発達にとって大切な意味を持つが、一方で、単に謝罪を促すのみの介入は、行為の何がいけなかったかについて考える機会を加害児から奪うことにもつながる。

このような危険性は、加害児の罪悪感についての保育学生の認識について分析した本研究結果からも示唆される。本研究では、保育学生が加害児における罪悪感をより高く認めるのは、加害児が被害児を意図的に傷つけたときよりも偶発的に傷つけたときであることが示された。この結果と介入手動としての謝罪選択についての結果をあわせて考えると、他者を故意に傷つ

け、被害児が感情に反してポジティブな表情を示す場面では、保育学生は加害児に対し、それほど罪悪感を認識していないであろうことを予測するが、解決方略として謝罪を促す傾向にある。つまり、スクリプトとしての謝罪を道徳行動の一環として教示する。

また、加害児の罪悪感を判断する際の手がかりとして、意図的—感情確認なし群では表情や表情と状況の複合情報を用いるという本研究結果から、故意に傷つけられポジティブな表情を示す被害児の感情を確認しない場合、保育学生は、被害児のポジティブな表情が、加害児が罪悪感を高く認識しない一因であると考えていることがうかがえる。さらに、意図的状況では介入行動として謝罪を多く選択したという結果から、被害児のポジティブな表情は、保育学生に罪悪感を伴わないスクリプトとしての謝罪を介入行動として選択させるという意味において影響力を持ち、それは特に被害児の感情を確認しない場合に当てはまる。このことは換言すると、被害児のポジティブな表情からネガティブな感情を読み取ることが難しい場合は、被害児の感情を確認することによって、保育学生が加害児の罪悪感をより正確に判断し、スクリプトではなく罪悪感に基づいた誠実な謝罪を促す可能性を示すものである。したがって、とりわけ保育学生のように保育経験が浅く、表情と状況情報から被害児の感情を読み取る経験が少ない者にとって、被害児の感情確認作業はきわめて重要な意味を持つといえよう。

他方、意図せず傷つけてしまった他者が感情に反してポジティブな表情を示す場面では、保育学生は加害児の罪悪感を高く予測するが、介入行動として謝罪を選択しない。このような結果が得られた理由として以下の2点が挙げられる。第1に、6歳頃には悪意なく他者を傷つけた場合、被害児がネガティブな表情を示していても罪悪感が喚起されるであろうという保育学生の期待である。つまり、他者を傷つけた行為に自己の欲求や主張を含む意図が見られない場合、6歳頃には被害児の表情ではなく行為の善悪を判断基準として罪悪感を認識すると保育学生が考えた可能性が高い。これは、6歳児の自律的な行為を保育学生が強く信じていることの表れでもあるといえよう。第2に、謝罪の必要性についての認識の低さである。保育学生は、罪悪感によって生じ得る行動は謝罪だけではなく、例えば罪悪感を高く認識したとしても被

害児がポジティブな表情を示し加害行為に意図性が含まれない場合は謝罪の必要がないという見方を持っている可能性がある。

しかし、保育学生が6歳児における謝罪の必要性を認めていないという可能性は、加害児が被害児を故意に傷つけた場合においてのみ当てはまるものであるといえる。介入行動として保育学生が選択した謝罪の種類に違反特性と被害児の感情確認の有無が関係するか否かについて分析したところ、偶発的—感情確認あり群では道具的謝罪よりも誠実な謝罪が多く見られた。保育学生は加害児の罪悪感を予測する際、偶発的—感情確認あり群では感情や感情と状況の複合情報を手がかりとして用いるという本研究結果から、加害児の前で被害児の感情を確認した場合、その表情が感情に反したものであっても、保育学生は被害児の感情を確認する作業が加害児の罪悪感を引き出すと考えていることが分かる。さらに、加害児に道具的謝罪ではなく誠実な謝罪を促すことから、被害児のネガティブな感情理解に基づき罪悪感を認識したと思われる加害児には、誠実な謝罪の必要性を認めているといえよう。

最後に、謝罪以外の介入行動に違反特性と被害児の感情確認の有無による違いがみられるかについて検討したところ、加害行為が偶発的なときは被害児の感情を確認するか否かによって介入が異なり、感情を確認した場合は、被害児の感情の代弁、被害児の視点に立った感情理解の促しなど、被害児のネガティブな感情を加害児が理解出来るような介入を行うことが明らかになった。5歳後半には状況情報から他者の感情を理解することが可能になり(笹屋, 1997)、他者感情理解は罪悪感の認識に貢献する(Thompson & Hoffman, 1980)。したがって、このような結果は、被害児のネガティブな感情について理解させることによって加害児の罪悪感を喚起させたいという保育学生の考えによるものであると推察される。

他方、加害行為が偶発的であり被害児の感情を確認しなかった場合、保育学生の介入行動は被害児のケガの確認などの状況把握に止まった。これは、加害者の行為が意図的ではないことと、被害児の表情がポジティブであることから、保育学生が、介入すべき事案ではないと判断したことによると思われる。しかし、介入行動が状況把握に止まる場合、表情に反して被害者がネガティブな感情を認識していたときに、

加害児が行為を内省したり、被害児の感情を理解したり、罪悪感を認識する機会を逃すことにつながり得る。換言すると、このような危険性は被害児の感情を確認することで回避される可能性が高い。

また、加害行為が意図的なきは被害児の感情を確認するか否かによらず行為の理由を問う介入を選択することが示された。このような結果は、故意に他者を傷つけた6歳児にとっては、行為の善悪を理解することが何よりも重要であるという保育学生の見方によるものであると推察される。

以上のことから、被害児が感情に反してポジティブな表情を示す場合、被害児の感情を確認するという作業を課すだけで、対人葛藤当事者やその後の介入行動についての保育学生の認識は大きく異なることが明らかになった。特に、介入行動として誠実な謝罪を選択する際、保育学生は違反特性と被害児の感情についての情報を複合的に処理しており、本研究結果から被害児の感情を正確に理解し、介入を行う上で、被害児の感情確認作業が果たす役割はきわめて大きなものであることが示された。

今後の課題

近年、感情表出に問題を持つ子どもが多く見られるようになってきた。本研究結果から、感情に反しポジティブな表情を示す被害児に対してネガティブな感情を確認するか否かによって、被害児、加害児、そして介入行動に対する保育学生の認識が異なることが明らかになった。他者感情理解などを含む役割取得に基づいた介入の重要性はこれまでも指摘されてきたが(Hoffman, 2000; 中川・山崎, 2005)、介入者自身が、役割取得に基づく介入の意味やその必要性を認識しているか否かについては明らかにされていなかった。本研究では、「悲しいけれど笑顔を浮かべる」「嫌だけど我慢する」というように、感情を抑制し表情に示さない子どもの対人葛藤に直面した際、被害児の感情確認という作業を課すだけで、保育学生による被害児や加害児についての認識およびその後の介入内容には大きな違いが見られた。これは、感情表出が苦手な子どもの対人葛藤に直面した際に、介入者自身が「被害児の感情を知る」ことが何よりも重要であることを示している。一方で、役割取得や他者感情理解を含む誘導的働きかけはそこに伴う労力のため、保育者によって

多用されているわけではないという現状がある。対人葛藤当事者やその後の介入内容に被害児の感情確認作業が影響する範囲を特定したという本研究結果は、保育士養成校において、被害児の感情確認を含めた誘導的働きかけを保育学生がより重視し、主体的かつ積極的に用いるための手段を構じる際の視座を提供するものといえよう。

本研究の課題として以下の2点が挙げられる。第1に、保育経験に伴う認識の変化である。本研究結果から、保育学生を含め保育経験の少ない者にとって、感情に反してポジティブな表情を示す加害児に対しその感情を確認する作業を怠ることは、罪悪感など加害児の心的状態を誤認識し、罪悪感を伴わないスクリプトとしての謝罪を促すことにつながる危険性が示された。このような認識は、保育経験を積み、幼児の葛藤に数多く向き合う中で変容する可能性がある。熟練の保育者が感情表出に問題のある子どもに対して介入を行う際、違反特性や被害児の感情に関する情報をどのように処理するかを明らかにする必要がある。

第2に、介入対象年齢による違いである。本研究で採用した課題文では、登場人物を6歳児(年長児)と設定した。本研究において得られた知見が、状況情報から他者の感情を理解することが困難である年少の幼児に対しても当てはまるか否かについて確認する必要がある。

第3に、本研究知見と実際の保育行動との整合性を図ることである。本研究は、他者感情理解についての確認作業を保育学生がどのように捉えているかを確認することを目的としており、ここで得られた結果は、彼らの実際の保育行動と合致するとは限らない。他者感情理解や役割取得に基づく誘導的働きかけの重要性についての彼らの認識が保育行動にどの程度反映されるかについて確認することは、今後の重要な検討課題である。

引用文献

- Bennett, M., & Dewberry, C. 1994 "I've said I'm sorry, haven't I?" A study of identity implications and constraints that apologies create for their recipients. *Current Psychology*, **13**, 10-20.
- Darby, B. W., & Schlenker, B. R. 1989 Children's reactions to transgressions: Effects of the actor's apology, reputation and remorse. *British*

- Journal of Social Psychology*, **28**, 353-364.
- Eisenberg, N., & Fabes, R. A. 1998 Emotion, regulation, and moral development. *Annual Reviews of Psychology*, **51**, 665-697.
- Hoffman, M. L. 1998 Varieties of empathy-based guilt. In J. Bybee (Ed.), *Guilt and Children*. (pp.91-112) San Diego: Academic Press.
- 岩宮恵子 2007 気持ちをうまく伝えられない子の心理 児童心理, **61**, 586-595.
- Lewis, M. 1971 *Shame and guilt in neurosis*. New York: International Universities Press.
- Lindsay-Hartz, J. 1984 Contrasting experiences of shame and guilt. *American Behavioral Scientist*, **27**, 689-704.
- Malatesta, C., & Wilson, A 1988 Emotions cognition interaction in personality development: a discrete emotions, functionalist analysis. *British Journal of Social Psychology*, **27**, 91-112.
- 松永あけみ 1993 子ども（幼児）の世界の謝罪 日本語学, **12**, 84-93.
- Mehrabian, A. 1986 Communication without words. *Psychology Today*, **2**, 53-55.
- 中川美和・山崎晃 2004 対人葛藤場面における幼児の謝罪行動と親密性の関連 教育心理学研究, **52**, 159-169.
- 中川美和・山崎晃 2005 幼児の誠実な謝罪に他者感情推測が及ぼす影響 発達心理学研究, **16**, 165-174.
- Piaget, J. 1930 *Le jugement moral chez l'enfant*. 大伴茂（訳）1954 児童道徳判断の発達 臨床児童心理学Ⅲ 同文書院
- 笹屋里絵 1997 表情および状況手掛りからの他者感情推測 教育心理学研究, **45**, 312-319.
- 芝崎美和 2011 被害幼児の表情と加害幼児の意図性が保育者の介入行動に与える影響：保育者養成校の学生による予測, 幼年教育研究年報, **33**, 79-88.
- Tangney, J. P. 1993 *Shame and guilt*. In C. G. Costello (Ed.), *Symptoms of depression* (pp.161-180). New York: Wiley.
- Thompson, R. A., & Hoffman, M. L. 1980 Empathy and the development of guilt in children. *Developmental Psychology*, **16**, 155-156.
- Zahn-Waxler, C., & Robinson, J. 1995 Empathy and guilt: Early origins of feelings of responsibility. In J. P. Tangney & K. W. Fischer (Eds.), *Self-conscious emotions: The psychology of shame, guilt, embarrassment, and pride* (pp.143-173). New York: Guilford Press.